

第14次労働災害防止推進計画 (滋賀版)のポイント



計画期間

2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5か年の中期計画とする。

計画の目標

「ゼロ災滋賀」を合言葉に滋賀労働局管内の事業者、労働者、滋賀労働局及び労働基準監督署等（以下、滋賀労働局等という。）の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成を目指す。

アウトプット指標・アウトカム指標

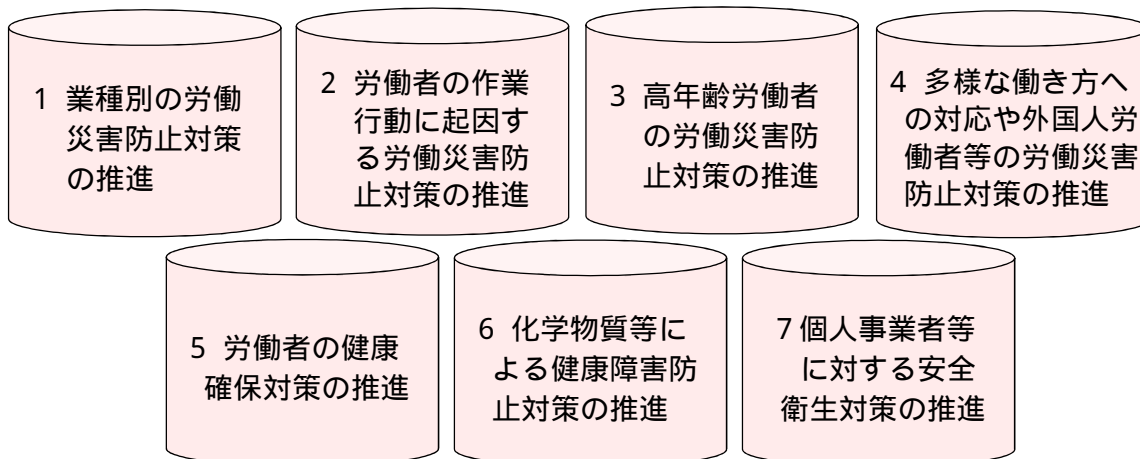
『アウトプット指標』…計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、滋賀労働局等はその達成を目指し、本計画の進捗状況を把握するための指標とするもの。

『アウトカム指標』……事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項で、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とするもの。

滋賀労働局では計画に基づく取組が着実に実施されるよう、2023年度から隔年で実施する安全衛生管理自主点検等により、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。アウトカム指標に示す2022年の労働災害発生状況等の数値は2023年1月末の集計値です。

重点事項 ～7つの柱～

事業者は、以下の重点事項ごとの具体的な安全衛生対策、産業保健活動に自発的に取り組むために必要な安全衛生管理体制を確保した上で、労働安全衛生コンサルタントの活用等により主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組むものとする。



具体的なアウトプット指標・アウトカム指標
事業者の取組内容等は次ページから



～アウトプット指標、アウトカム指標って？～

行政活動の成果を評価する指標で「アウトプット指標」は具体的な行政活動を実際どのくらい行うかの目標を示し、「アウトカム指標」はそれにより具体的な成果につながったのか確認するための指標となる。警察行政で例えると『飲酒運転ゼロ』を達成するため、アウトプット指標に『パトロール回数を〇回以上』とした場合、アウトカム指標は『飲酒運転件数の減少』となるが、パトロール実施が飲酒運転件数の減少につながっていない場合は、アウトプット指標の見直し等の検討が必要となる。



重点事項 1 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業・建設業）

製造業

アウトプット指標

- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上にする。

はさまれ・巻き込まれなどによる危険性のある機械等に対する「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントの適切な実施

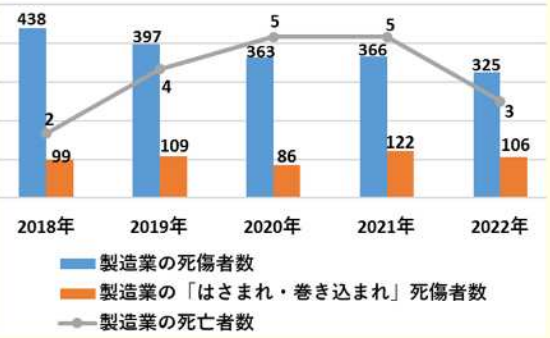
はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するための安全な作業手順の見える化と作業手順の遵守に向けた定期的な安全衛生教育の実施

機能安全の推進により機械等の安全水準の向上による合理的な代替措置による安全対策の推進

アウトカム指標

- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
(2022年 106人 2027年 目標100人以下)

製造業の災害発生状況



【製造業の現場における安全・労災防止対策好事例集】



(彦根署版)



(東近江署版)



【機械の包括的な安全基準に関する指針】 (職場の安全サイト掲載ページ)



建設業

アウトプット指標

- 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上にする。

墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確実な使用及びはしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施

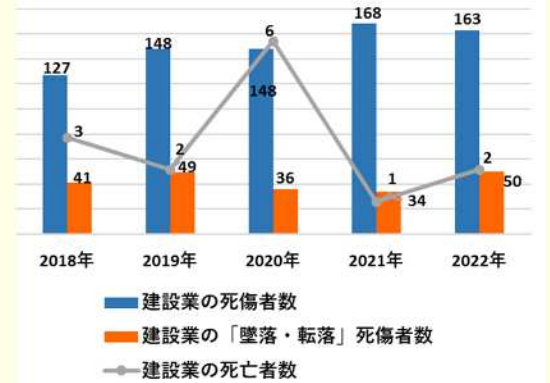
墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施

脚立・はしご等の法令に適合する設備の使用、作業時の保護具着用の徹底、適切な使用方法の安全衛生教育の実施

「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とそれに応じた措置の適切な実施

「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の実施

建設業の災害発生状況



【リスクアセスメントの実施支援システム】 (職場の安全サイト)



15の作業と汎用版のシートにより、リスクアセスメントが実施ができる無料の支援ツールです。



【はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!】



アウトカム指標

- 死亡者数を2027年までにゼロとする。
(2018年 2人 '19年 2人 '20年 6人 '21年 1人 '22年 2人)

重点事項 1 業種別の労働災害防止対策の推進（道路貨物運送業・林業）

道路貨物運送業

アウトプット指標

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、荷台等からの墜落・転落災害・転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策の取組

「職場における腰痛予防対策指針」を参考にした作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

アウトカム指標

- 死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
（2022年 125人 2027年目標 118人以下）

林業

アウトプット指標

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の労働者への周知と理解の促進

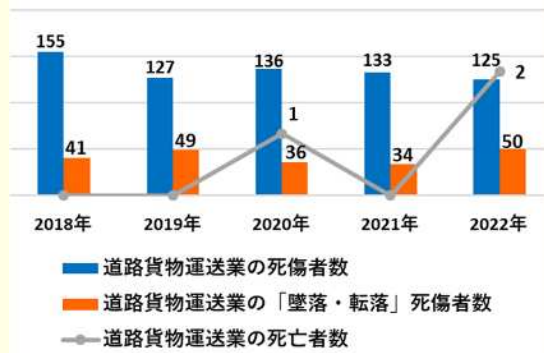
上記のガイドラインに基づく、安全な伐倒方法、かかり木処理方法、保護具着用、緊急時の連絡体制等の整備と周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策の確実な実施



アウトカム指標

- 林業の死亡者数ゼロを継続させる。
（2020年以降 死亡災害発生なし）

道路貨物運送業の災害発生状況



【陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン】

（パンフレット）

（全文）

【職場における腰痛予防対策指針】

（パンフレット）

（全文と解説）

【荷役災害防止設備等の事例集】

（陸災防版）

（日本労働安全衛生コンサルタント会版）

【伐木作業等の安全対策の規制が変わります！】

（概要版）

平成31年の安全衛生規則の改正の主な内容をまとめたパンフレットです。



【チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル】
（令和3年度厚生労働省委託事業）

（概要版）

【林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン】

（概要版）

（全文）

重点事項2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業 / 医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる転倒災害を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
(2022年 転倒災害死傷者数 400人)
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
(第13次防期間中の平均休業見込日数45.3日)
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(2022年 腰痛の死傷年千人率 0.45)

転倒災害防止関連資料

【STOP! ワースト4災害 転倒災害はここで起きた!】(小売版)



滋賀県内の小売業・社会福祉施設で実際に転倒災害が発生した場所・発生時の行動、転倒災害防止ポイント、安全教育に利用できる動画等も紹介しています。



(社福版)



転倒災害が加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして極めて高い発生率となっているため対策を講ずべきリスクであることの認識とその取組の推進

筋力等を維持し転倒予防のための運動プログラムの導入及びスポーツ習慣化の推進

非正規雇用労働者を含めた全労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施徹底

「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の取組

重点事項3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(=エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組の推進

転倒災害対策が対策を講ずべきリスクであることを認識した上での取組の推進

健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルス(「事業場における労働者の健康保持増進のための指針=THP指針」)の推進

アウトカム指標

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(2022年60歳以上の死傷年千人率 男2.53 女 3.39)

エイジフレンドリーガイドライン関連資料

【パンフレット】



【具体的な取組内容(抜粋)】

- (1) 安全衛生管理体制の確立等
経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施する。
- (2) 職場環境の改善
照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施する。



【高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト】



【転倒等リスク評価のチェック票】



コラボヘルス関連資料 (THP指針)

【改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)パンフレット】



【データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン】



重点事項4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けた、テレワークを行う際のメンタルヘルス対策、作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」、労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく労働者の安全と健康確保への取組

外国人労働者に対する安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施、健康管理への取組

アウトカム指標

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
(2022年 外国人労働者の死傷年千人率 4.11(全体 2.52))

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン



(パンフレット)



(全文)



副業・兼業の促進に関するガイドライン



(わかりやすい解説)



(全文)



外国人労働者の安全衛生教育に活用できる資料

【まんがでわかる安全衛生と労災防止の基本】



11言語に対応。他にも8業種と業種共通の教材など複数の種類があります。

(教材)



(動画)



【厚生労働省HP外国人労働者の安全衛生対策】



未熟練労働者に対する教育マニュアル、複数言語に対応した各種教育資料、技能講習補助教材など幅広い情報を掲載しています。



重点事項5 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

アウトプット指標

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づく

- ・ 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- ・ 年次有給休暇の確実な取得促進
- ・ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定改善

長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者への医師による面接指導、保健師等の産業保健スタッフによる相談支援の実施勧奨

アウトカム指標

- 一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）の年間所定外労働時間数を2027年までに2022年と比較して減少させる。
(2022年 年間所定外労働時間数 182.4時間)

過重労働による健康障害防止関連

【過重労働による健康障害を防ぐために】



時間外労働の上限規制や長時間労働者に対する医師の面接指導制度等の事後措置についてまとめたパンフレットです。



働き方・休み方改善関連

【働き方・休み方改善ポータルサイト】



事例検索、課題別の対策、支援策、セミナー情報など労働者の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。勤務間インターバル制度についても解説しています。



重点事項5 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

アウトプット指標

- 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施及び集団分析を行い、職場環境の改善まで行うことで、メンタル不調の予防を強化する。

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組など職場におけるハラスメント防止対策への取組

産業保健活動の推進

事業場に応じた必要な産業保健スタッフの確保、労働者への必要な産業保健サービスの提供、産業保健スタッフが必要な研修等を受けるための体制整備

治療と仕事の両立支援に関して、支援が必要な労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備

産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターの積極的な活用による治療と仕事の両立支援

アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。



【事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針】



【2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！】



【治療と仕事の両立支援 滋賀県内の相談窓口】



滋賀県内の両立支援に係る相談窓口を集めました。



重点事項6 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症・騒音）

アウトプット指標

- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握、活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえた暑さ指数の把握、その値に応じた熱中症予防対策の適切な実施

作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施、衛生管理者などを中心とした管理体制の整備、発症時・緊急時の措置確認と周知、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用検討

労働者は、熱中症予防のための日常の健康管理、暑熱順化後の作業、定期的な水分・塩分の摂取、異変を感じた際の躊躇なき申出

「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の取組



熱中症予防対策関連

【学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報サイト】



職場における熱中症の死傷災害の特徴、導入しやすい熱中症予防対策事例、労働衛生教育に活用できる無料動画も豊富に用意されている総合サイトです。

【熱中症予防のために】 14の外国語に対応したパンフレット



【職場における熱中症予防基本対策要綱】全文



騒音障害防止のためのガイドライン



アウトカム指標

- 増加が見込まれる熱中症による期間中の死亡者数をゼロとする。
(参考:2018年 0人'19年 0人'20年 1人'21年1人'22年1人)

重点事項6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標

- 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

化学物質による健康障害防止対策

化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の事項の的確な実施

化学物質を製造する事業者は、リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSの交付。SDS交付にあたり、必要な保護具の種類も含めた「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載

化学物質を取り扱う事業者は、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施

石綿、粉じんによる健康障害防止対策

適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査の確実な実施

石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施

解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮についての周知

粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害防止のため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守、第10次粉じん障害防止対策に基づく、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組の推進

トンネル工事を施工する事業者は、トンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするための「ずい道等建設労働者健康管理システム」への労働者のじん肺関係の健康情報・有害業務従事歴等の登録

電離放射線による健康障害防止対策

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組推進
被ばく線量の測定結果の記録等の保存についての管理徹底

アウトカム指標

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止推進計画期間（34件）と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

【モデルラベル・モデルSDS情報】



職場のあんぜんサイト内でGHS及び安全衛生法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。



【労働安全衛生法の新たな化学物質規制パンフレット】



【石綿総合情報ポータルサイト】



石綿事前調査結果報告システム、講習会、映像教育教材のほか、事前調査者に必要な要件などの法令情報も掲載しています。



重点事項7 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、厚生労働省における「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の議論等を通じて提供される注文者等による保護措置のあり方等から、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。（アウトプット指標、アウトカム指標の設定はなし）



一人親方等の健康障害防止のため、有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課すため11省令が改正されました。



「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の情報はこちら↓



労働災害防止計画とは...

労働安全衛生法（労働災害防止計画の策定）

第6条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた、労働安全衛生法第6条に基づき策定される5年間の中期計画です。厚生労働省は、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた2023年4月～2028年3月までの5年間を計画期間とする「第14次労働災害防止計画」を2023年3月8日に策定しました。



厚生労働省版全文はこちら



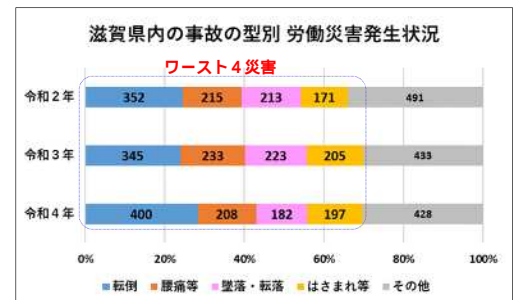
滋賀労働局が策定した第14次防は、法律に基づく厚生労働省版の「推進計画」という位置付けです。

「推進計画」のより詳しい内容は、滋賀労働局ホームページもしくは滋賀労働局健康安全課、県内3つの労働基準監督署までお問合せをお願いします。



滋賀県内の労働災害発生状況について

滋賀県内では、近年、労働災害の事故の型別で「転倒」「腰痛等」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」の4つの災害（＝ワースト4災害）で全災害の60%以上を占めていることから、滋賀労働局では「STOP! ワースト4災害」を合言葉に重点的な防止対策をこれからも推進します。詳しい労働災害の発生状況は右QRコードから滋賀労働局ホームページにアクセスいただき、ぜひご確認願います。



滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL 077 (522) 6650
 大津労働基準監督署 TEL 077 (522) 6678
 彦根労働基準監督署 TEL 0749 (22) 0654
 東近江労働基準監督署 TEL 0748 (41) 3366



STOP!ワースト4災害
ゼロ災滋賀の理念とともに